

《食品表示に関する監視指導》

届出を要する営業施設（令和5年度 食品、添加物等の年末一斉監視）

区分		表示に関する調査・監視指導延べ施設数	表示基準違反発見延べ施設数	食品表示法違反件数（衛生事項※）	その他の表示違反件数
旧許可業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	7	0	0	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	8	3	1	2
	乳類販売業	45	0	0	0
	氷雪販売業	8	0	0	0
	カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	2	0	0	0
販売業	弁当販売業	36	1	1	0
	野菜果物販売業	18	0	0	0
	米穀類販売業	14	0	0	0
	通信販売・訪問販売による販売業	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	3	0	0	0
	百貨店、総合スーパー	60	1	1	0
	自動販売機による販売業（カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	52	4	4	0
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	2	0	0	0
	調味料製造・加工業	1	0	0	0
	糖類製造・加工業	0	0	0	0
	精穀・製粉業	2	0	0	0
	製茶業	1	0	0	0
	海藻製造・加工業	0	0	0	0
	卵選別包装業	0	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	6	0	0	0
上記以外	行商	0	0	0	0
	集団給食施設	0	0	0	0
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
計	265	9	7	2	

※「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 第5条第1項に定める項目（同条第2項に定める項目を除く）